

昭和二十五年法律第一百七十九号

國會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会並びに参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的と

三九

第二条 この法律において「国会議員の選挙等」とは、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票をいう。

2 この法律において「大都市」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいい、「区」とは、大都市の区及び総合区並びに都の特別区をいう。

3 この法律において「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日をいう。

4 この法律において「認定出先機関」とは、支庁及び地方事務所以外の都道府県の出先機関のうち、そこで国会議員の選挙等の執行に関する事務が行われるもので、総務大臣が当該事務の処理

第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準は、次に掲げる経費の種目について定める。

共通投票所經費
期日前投票所經費
開票所經費

六選舉公報發行費

候補者氏名等揭示費

八
亦不外一擧示場費

九 演說會施設公營費
十 新聞玄告公營費

十一 聚聞廣告公營費

十二 政財於這公當費及選舉運動用自動車

通常葉書作成公當

十四 ビラ作成公営費

十五 選挙事務所の立札

十六 選舉運動用自動車

十七 ポスター作成公演

十八 個人演説会場の立

十九 事務費

二十一 不在者投票特別經
三十一 三十選舉特例

(及票所經費) 二十一 在外選舉特別經

(投票所經費)

第四參 參議院議員選舉

投票用

投票区の選挙人の数

支那の通志

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票区の選挙人の数	投票日	岡市町村
	平日	岡市
円	休日	休日
円	平日	市
円	休日	休日
円	平日	町村
円	休日	休日

する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。
(期日前投票所経費)

第四条の三 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三百五百円を乗じて得た額とする。
五百円を乗じて得た額とする。

る時間一時間につき、二千六百五十三円を加算する。
3 期日前投票所につきでは、当該期日前投票所を設けた市区町村の選舉管理委員会の職員につき

定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該期日前投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

⁴ 期日前投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

5 市区町村の選舉管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合には、当該自動車の使用に要する費用として総務大臣が定める額を加算する。

6. 市岡町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備（当項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備する場合に付帯して、都道府県の選挙管理委員会は、この旨を告げなければならない。

が、ある区町村の選挙管理委員会が、選舉人名簿を三種類の書体で保管する場合に、何を基準とするか、その意味を明確にするための規定を設けたものである。この規定によると、選舉人名簿は、原則として選舉権者登録簿の書体と同一の書体で記載する。ただし、選舉権登録簿の書体が不明な場合は、選舉権登録簿の書体と同一の書体で記載する。また、選舉権登録簿の書体が不明な場合は、選舉権登録簿の書体と同一の書体で記載する。

使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選舉管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委

託費を加算する。
市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票所までの交通手段の提供について費用

を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。
(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票区の選挙人の数	投票の翌日
月	平日
月	休日

十人未滿	二四六、○四四	二五〇、一一一〇
十八人以上	三三五、一二五四	三三五、一二一七
三十人以上	三三五、一二一七	三三五、一二一七

千人以上	二千人未満	三千人以上
四六五、八五〇	二五四	二三五、一
四七四、七二四	二三五、七	二三五、九

三千人未満	五百二十二	六三〇
五千人以上	五七一、四六七	五百二十二

五千人未満	六八六、四二九	七〇〇、〇〇一
-------	---------	---------

一 万 人 未 滿	一 万 人 以 上	一 万 五 千 人 未 滿
七 九 一、 六 九 四		
八 〇 七、 六 一 五		

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。		開票区の選挙人の数	投票の翌日	平日
	投票区の選挙人の数			
二万人未満	二万人未満	一、〇九九、五〇五	一、〇九九、五〇五	一、一二一、九五一
三万人未満	二万人以上	一、二四〇、四六五	一、二四〇、四六五	一、二六四、七三八
三万人以上	三万人未満	一、二八九、七〇〇	一、二八九、七〇〇	一、二八九、七〇〇
千人未満	二千人未満	一八五、四〇八	一八五、四〇八	一八五、四〇八
千人以上	二千人以上	三九三、九九二	三九三、九九二	三九三、九九二
三千人未満	二千人未満	二八九、七〇〇	二八九、七〇〇	二八九、七〇〇
三千人以上	二千人未満	三八五、一一八	三八五、一一八	三八五、一一八
五千人未満	三千人以上	四八七、〇六一	四八七、〇六一	四八七、〇六一
五千人以上	五千人未満	五八九、〇〇四	五八九、〇〇四	五八九、〇〇四
一万五千人未満	五千人以上	六九〇、九四七	六九〇、九四七	六九〇、九四七
一万五千人以上	一万五千人未満	八一五、五四四	八一五、五四四	八一五、五四四
二万人未満	二万人以上	九七四、一二三	九七四、一二三	九七四、一二三
二万人以上	三万人未満	一、〇五三、四一一	一、〇五三、四一一	一、〇五三、四一一
三万人以上	三万人以上	九九六、五六八	九九六、五六八	九九六、五六八
三万人未満	二万人未満	八三四、三三六	八三四、三三六	八三四、三三六
二万人以上	二万人未満	七〇六、八六八	七〇六、八六八	七〇六、八六八
二万人未満	一万五千人以上	六〇二、五七六	六〇二、五七六	六〇二、五七六
一万五千人以上	一万五千人未満	四九八、二八四	四九八、二八四	四九八、二八四
一万五千人未満	三千人未満	三九三、九五六	三九三、九五六	三九三、九五六
三千人以上	三千人未満	四八三、六三二	四八三、六三二	四八三、六三二
五千人未満	二千人未満	五六四、四一二	五六四、四一二	五六四、四一二
五千人以上	二千人以上	七一三、六二五	七一三、六二五	七一三、六二五
一万人未満	五千人以上	八二三、五九七	八二三、五九七	八二三、五九七
一万人以上	一万人未満	九六七、五三八	九六七、五三八	九六七、五三八
二万人未満	一万五千人以上	九八六、三三〇	九八六、三三〇	九八六、三三〇
二万人以上	二万人未満	一、一四四、四八三	一、一四四、四八三	一、一四四、四八三

三万人未満		一、二八九、一〇四		一、三一三、三七七	
開票区の選挙人の数	投票の翌日	平日	休日	開票区の選挙人の数	投票の翌日
千人未満	円 一八九、六〇〇	円 二九六、二五〇	円 一九三、七七六	千人以上	円 一八九、六〇〇
二千人未満	二九六、二五〇	三〇二、七七五	二千人以上	二千人未満	二千人未満
三千人未満	四〇二、九〇〇	四一一、七七四	三千人以上	三千人未満	三千人未満
五千人未満	五〇九、五五〇	五二〇、七七三	五千人以上	五千人未満	五千人未満
一万人未満	六一六、二〇〇	六二九、七七二	一万人以上	一万五千人未満	一万五千人未満
一万五千人未満	七二二、八五〇	七三八、七七一	一万五千人以上	二万人未満	二万人未満
二万人未満	八五三、二〇〇	八七一、九九二	二万人以上	三万人未満	三万人未満
三万人未満	一、〇一九、一〇〇	一、〇四一、五四六	三万人以上	四万人以上	四万人以上
四万人以上	一、一〇二、〇五〇	一、一二六、三三三	四万人未満	五万人未満	五万人未満
五万人未満	六四、八一二	二三四、一七八	五万人以上	六万人未満	六万人未満
六万人未満	六八、〇七九	三三三、七二九	六万人以上	七万人未満	七万人未満
七万人未満	八〇、七三三	四四〇、六五六	七万人以上	八万人未満	八万人未満
八万人未満	八四、四〇六	五三九、六〇四	八万人以上	九万人未満	九万人未満
九万人未満	九七、四二五	六四七、八九七	九万人以上	十万人未満	十万人未満
十万人未満	一〇〇、七四七	七四六、四九三	十万人以上	一万五千人未満	一万五千人未満
一万五千人未満	一二五、三三八	八七六、五三〇	一万五千人以上	二万人未満	二万人未満
二万人未満	一八七、〇五四	一、一七一、五五二	二万人以上	三万人未満	三万人未満
三万人未満			三万人以上		三万人以上

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数		前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについて、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。	
開票区の選挙人の数	千人未満	千人以上	二千人未満
三千人以上	一千九八、三七六	二六四、六五〇	三五九、九二四
三千人未満	一千九八、三七六	二六四、六五〇	三五九、九二四
五千人以上	一九八、三七六	二六四、六五〇	三五九、九二四
五千人未満	一九八、三七六	二六四、六五〇	三五九、九二四
一万五千人以上	二九八、三七六	三六四、七四六	四五五、一九八
一万五千人未満	二九八、三七六	三六四、七四六	四五五、一九八
一万人以上	二九八、三七六	三六四、七四六	四五五、一九八
一万人未満	二九八、三七六	三六四、七四六	四五五、一九八
二万人以上	三九八、四七二	四六四、七四六	五六〇、四七二
二万人未満	三九八、四七二	四六四、七四六	五六〇、四七二
三万人以上	四九八、四九八	五六〇、四九八	七六二、一九二
三万人未満	四九八、四九八	五六〇、四九八	七六二、一九二
千人未満	二四六、〇四四	二五〇、二二〇	九一〇、三九六
千人以上	二四六、〇四四	二五〇、二二〇	九一〇、三九六
二千人未満	三五一、二五四	三五七、七七九	七六二、一九二
二千人以上	三五一、二五四	三五七、七七九	七六二、一九二
三千人未満	四六五、八五〇	四七四、七二四	九八四、四九八
三千人以上	四六五、八五〇	四七四、七二四	九八四、四九八
三千人未満	五七一、四六七	五八二、六九〇	七六二、一九二
三千人以上	五七一、四六七	五八二、六九〇	七六二、一九二
五千人未満	六八六、四二九	七〇〇、〇〇一	九一〇、三九六
五千人以上	六八六、四二九	七〇〇、〇〇一	九一〇、三九六
一万人未満	七九一、六九四	八〇七、六一五	七六二、一九二
一万人以上	七九一、六九四	八〇七、六一五	七六二、一九二
一万五千人未満	九二九、八八二	九四八、六七四	九一〇、三九六
一万五千人以上	九二九、八八二	九四八、六七四	九一〇、三九六
二万人未満	一、〇九九、五〇五	一、一二一、九五一	一、一二一、九五一
二万人以上	一、〇九九、五〇五	一、一二一、九五一	一、一二一、九五一
三万人未満	一、二四〇、四六五	一、二六四、七三八	一、二六四、七三八
三万人以上	一、二四〇、四六五	一、二六四、七三八	一、二六四、七三八
8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。		8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。	
投票の翌日	平日	休日	休日
投票区の選挙人の数	開票区の選挙人の数	投票の翌日	平日
千人未満	千人未満	円	円
千人以上	千人以上	円	円
二千人未満	二千人未満	二四六、〇四四	三五一、二五四
二千人以上	二千人以上	二四六、〇四四	三五一、二五四
三千人未満	三千人未満	四六五、八五〇	四六五、八五〇
三千人以上	三千人以上	四六五、八五〇	四六五、八五〇
五千人未満	五千人未満	五七一、四六七	五七一、四六七
五千人以上	五千人以上	五七一、四六七	五七一、四六七
一万人未満	一万人未満	六八六、四二九	六八六、四二九
一万人以上	一万人以上	六八六、四二九	六八六、四二九
一万五千人未満	一万五千人未満	七九一、六九四	七九一、六九四
一万五千人以上	一万五千人以上	九二九、八八二	九二九、八八二
二万人未満	二万人以上	一、〇九九、五〇五	一、〇九九、五〇五
二万人以上	三万人未満	一、二四〇、四六五	一、二四〇、四六五
三万人以上	三万人以上	一、二六四、七三八	一、二六四、七三八

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

十四未満		二十七以上		二十四未満		二十七未満	
区画数	市町村	区画数	市町村	区画数	市町村	区画数	市町村
7 (ボスター掲示場費)	第一項の規定は、不在者投票管理者（公職選挙法第百七十五条第二項の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額に準用する。ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る当該投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、各選挙区に属する一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額を合算した額とする。	九一	六〇	四二	四一	二七	二七
第八条の二 (演説会施設公営費)	衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額（区画数（当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を超える場合には、当該乗じて得た数（が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに三千三百円を加算した額）とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合には、当該掲示場については、当該額とする。	九	九	九	九	九	九
第九条 (演説会施設公営費)	学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。	二二、四五〇	一一、四五〇	一〇、三五〇	一九、二五〇	一九、二五〇	一九、二五〇
休日	開催の時 平日 昼間 夜間 (午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。 において同じ。)	十三以上	九未満	九以上	九未満	九以上	九未満
2 きは、平日の夜間にあつては一万六千三百三十七円、休日にあつては一万七千六百四十五円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。	二七、三一九	九、五六三	一三、七五〇	一四、八五〇	一八、一五〇	一七、〇五〇	一二、六五〇
3 きは、平日の夜間にあつては七十三円、百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満のものにあつては百五円、三百三十平方メートル以上四百九十五平方メートル未満のものにあつては五百四円、四百九十五平方メートル以上のものにあつては二百六十四円をそれぞれ加算する。	二七、三一九	九、五六三	一九、二五〇	一九、二五〇	一九、二五〇	一九、二五〇	一九、二五〇
4 前項の場合において配線の必要があるときは、四百四十四円を加算する。が開催される建物に電灯設備があり、かつ、その場所を使用する集会において臨時に電灯施設の設置の面積が百六十五平方メートル未満のものにあつては百五円、三百三十平方メートル以上四百九十五平方メートル未満のものにあつては五百四円、四百九十五平方メートル以上ものにあつては二百六十四円を例とする場合に限るものとする。	二七、三一九	九、五六三	一九、二五〇	一九、二五〇	一九、二五〇	一九、二五〇	一九、二五〇
5 前項の場合において配線の必要があるときは、四百四十四円を加算する。が開催されることを例とする場合に限るものとする。拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に電灯施設の使用することを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百五十円を加算する。	二七、三一九	九、五六三	一九、二五〇	一九、二五〇	一九、二五〇	一九、二五〇	一九、二五〇

四未満	九一	六〇
十七未満		
十七以上		
前二項の規定は、不在者投票管理者（公職選挙法第百七十五条第一項の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額に準用する。		
ただし、当該投票を記載する場所の属する市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る当該投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、各選挙区に属する一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額を合算した額とする。		

各選舉区に属する一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額を合算した額とする。

選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る当該投票と記載する場所の表記等易見費の基に頼る、各選挙区に属する一つの投票区の第一項の規定

めるものに限る。)の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額に準用する。ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の

前二項の規定は、不在者投票管理者（公職選挙法第百七十五条第一項の規定に基づく政令で定

二十七未滿

十四以上	十四未滿
六〇	四二

3 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電球の取付けを必要とするときは、演説会場の施設の面積が百六十五平方メートル未満のものにあつては七十三円、百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満のものにあつては百五円、三百三十九平方メートル以上四百九十五平方メートル未満のものにあつては百五十四円、四百九十五平方メートル以上のものにあつては二百六十四円をそれぞれ加算する。

4 前項の場合において配線の必要があるときは、四百四十四円を加算する。ただし、当該演説会が開催される建物に電灯設備があり、かつ、その場所を使用する集会において臨時に電灯施設の取付けをすることを例とする場合に限るものとする。

5 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百五十円を加算する。

休日	平日 星間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	九、五六三
	夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	
	二七、三一九	二六、〇一一

開催の時	第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。
金額	
平日 普通	(一)前八時三十分、(二)後五時三十分(以下、うつて二十九)。
日	

(演説会施設公當費)	十三以上	十三未満	九以上	八
	二二、四五〇	二〇、三五〇	一七〇	一五〇
	一九、二五〇		一五〇	九五〇

区画数	九未満	円
一八、 一五〇	一四、 八五〇	
一二、 〇五〇	一三、 七五〇	円
一五、 七五〇	一二、 六五〇	円

区市町村 区 市 町村
四百三十三三百九十九名を有する市町村の特徴が特別のものである。当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合には、当該掲示場については、当該額とする。

ターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額（区画数）（当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を超える場合には、当該乗じて得た数（が十三以上の掲示場については、十三を超える数四百三十三千三百四十を加算）とする。ただし、その構告が特別のものであること、当該選

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選舉の候補者の選挙運動用ポスター掲示場所

各選舉区に属するの投票区の第一項の規定による基本額に相当する額を合算した額とする。

選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る当該投票券は、各選挙区ごとに同一の投票券である。投票券の見本は、(1)投票券の第一頁の見本、(2)投票券の第二頁の見本、(3)投票券の第三頁の見本である。

（めらるものに限る。）の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額に準用する。ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の

二十七以上
前二項の規定は、不在者投票管理者（公職選挙法第百七十五条第二項の規定に基づく政令で定

二十七未滿

十四以上	十四未満
六〇	四二

投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について一千七十三円とする。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万九百円とする。

3 公職選挙法第四十九条第四項の規定により不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、総務大臣が定める額とする。

第二号に定める場所を含む)において行われる不在者投票に要する経費の額は、これらの規定により市區町村の選挙管理委員会の委員長に投票をファクシミリ装置を用いて送信するための通信料とする。

(在外選挙特別経費) 第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十条の五第一項の規定による在外選

举人名簿の登録の申請をした者一人について二千百四十九円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、五百八十九円）とし、同条第四項の規定による同法第三十条の規定

の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした者一人について千六百一十九円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、一千百九円）とする。

(選挙長等の費用弁償額)
第十四条 (衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙費) あつては選挙

会長、参議院合同選舉区選舉にあつては選舉長及び選舉分會長。以下この条において同じ)、投票管里者、開票管里者、投票立会人、開票立会人及び選舉立会人が職務のため必要する費用の額

は、次に掲げるとおりとする。

投票所の投票管理者
選舉長
一日につき一万二千八百円
一日につき八百円

期日前投票所の投票管理者	共通投票所の投票管理者
一日につき一万三千三百円	一日につき一万二千八百円

六五
開票管理者
投票所の投票立会人
一日につき
一万九百円

七八共通投票所の投票立会人
期日前投票所の投票立会人

十九 開票立会人選挙立会人
一日につき八千九百円八千九百円

選舉長が職務のため旅行するときの費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃、日当及び宿泊料とし、その額及び支給の方法は、總務大臣の定めるところによるものとする。

第一項の費用の額は、第四条から第六条までに規定する経費の基本額中に含めるものとする。

第十五条 最高裁判所裁判官の国民審査（以下「国民審査」という。）に要する経費の額は、国民審査の審査する三つの会員費の額に、こゝによれば、參議院議長は議員の選舉会員費（公職選舉法第五条の規定による）の額を以て算定する。

第一項に規定の総選の客観的では、参議院選は、選出議員の公職報酬（公職報酬）を定め、選出議員会費（選出議員会費）及び、議院比例代表選出議員会費（議院比例代表選出議員会費）及び、多額の選舉費用（選舉費用）を負担する。選出議員の公職報酬（公職報酬）は、選出議員の公職報酬（公職報酬）と選出議員の公職報酬（公職報酬）の合計額の三分の一（三分の一）である。選出議員の公職報酬（公職報酬）は、選出議員の公職報酬（公職報酬）と選出議員の公職報酬（公職報酬）の合計額の三分の一（三分の一）である。

さるる表官の姿が一人の場合は十四円とし
投票区は「き千六百二十四円とし
る場合は、一人を増すごとに一百四円を加算する額とする。
場合に記入の重複する項目を二つ以上記入する場合は、その額を二つ以上記入する。

前項に規定する種目以外の国民審査に要する経費は衆議院議員の選舉等の経費中に含めることとする。

(日本国憲法第九十五条の規定による投票の経費)

町村（特別区を含む。）の区域にわたつて行われる場合においては、第四条から第五条まで及び

(不在者投票特別経費)

第三項の二（公職選舉法第二条第一項の規定に依る投票管理事務の運営に付ける時機の運営管理）の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。）の管理する投票

第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の二分の一に相当する額以内の額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とし、投票が一又は二以上の都道府県の区域にわたつて行われる場合においては、都道府県並びに都道府県の支庁、地方事務所及び認定出先機関については第十三条の規定による参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、当該都道府県の区域内に在る市区町村については第四条から第五条まで及び第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、それぞれ二分の一に相当する額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。（再選挙等の経費）

第十七条 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第十四条から第九条まで、第十二条及び第十三条の三から第十五条までの規定によつて算出した経費の額と第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した経費の額との合計額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独にを行う場合において、前項の規定によりこれらを選挙の執行に要する経費の額を算出するときにおける第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、一九三、一一〇」とあるのは「一、二三五、一三四」と、同条第二項中「百十萬七千三百五十二円」とあるのは「六十七万五千九十三円」とする。

（交付）

第十八条 総務大臣は、第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内にある市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内にある市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

災害又は避けの事のできない事故の発生、感染症のまん延その他の特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しても、総務大臣は、同項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議が調つた場合には、百分の五を超える額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

3 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国会議員の選挙等の事務の一部を実施することを要しなかつた場合には、総務大臣は、既に交付した交付金のうちその事務の実施に要する経費に相当する額の全部又は一部を還付させることができる。（投票区又は開票区の設置の基準）

第十九条 市区町村の選挙管理委員会が市区町村の区域を分けて数投票区を設け、若しくはその数を増加し、又は都道府県の選挙管理委員会が市区町村の区域を分けて開票区を設け、若しくはその数を増加しようとする場合は、総務大臣の定める基準に従つてしなければならない。（選挙人の意義）

第二十条 この法律（第十三条第八項を除く。）における選挙人の数は、公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数とする。

2 日本国憲法第九十五条の規定による投票の場合においては、前項中「選挙人名簿に登録されてゐる選挙人の数及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数」とあるのは、「選挙人名簿に登録されている選挙人の数」として、同項の規定を適用する。

（事務の区分）

第二十一条 第四条第十五項から第十七項まで、第四条の二第三項から第六項まで、第四条の三第四項、第六項及び第七項、第五条第十六項から第十八項まで並びに第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

この法律は、公布の日から施行する。

当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第十二条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対する第十三条の三の規定の適用については、同条中「本籍地の市区町村」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）」第十二条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

3 1 この法律は、公布の日から施行する。

八十五号 第十二条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対する第十三条の三の規定の適用については、同条中「本籍地の市区町村」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）」第十二条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

附 則 （昭和二七年七月三一二日法律第二六二号）抄

この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

附 則 （昭和二七年八月一六日法律第三〇九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。但し、第四条から第六条まで、第九条、第十条、第十三条、第十四条、第十七条、第十九条及び第二十条の改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定は、昭和二十七年一月一日から適用し、第七条、第八条、第九条の二、第九条の三及び第十二条の改正規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律公布の日の後はじめて行われる衆議院の総選挙から、参議院議員の選挙については同年九月一日から施行する。

附 則 （昭和二八年三月一四日法律第二二二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二九年四月九日法律第六九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二九年一二月八日法律第二〇八号）抄

この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二〇八号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三一年三月一五日法律第九号）抄

この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第八号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三一年五月一八日法律第一一七号）抄

この法律は、昭和三十年三月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙については、同日前に総選挙の公示がなされたときは、第二条の規定は当該総選挙の公示の日から、第四条及び附則第五項の規定は当該総選挙から施行する。

附 則 （昭和三一年五月一四日法律第七号）抄

この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第八号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三一年五月一四日法律第一一七号）抄

この法律は、昭和三十二年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月一四日法律第一四八号）抄

この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三一年三月二七日法律第七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月一四日法律第一五四号）抄

この法律は、昭和三一年六月一日法律第一五四号の施行の日から施行する。

附 則 （施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三一年四月一五日法律第六二号）抄

この法律は、昭和三一年四月一日法律第六二号の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三四年四月一五日法律第六二号）抄

この法律は、昭和三四年四月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか昭和三十二年四月一日から適用する。

附 則 （昭和三四年四月一五日法律第六二号）抄

この法律は、昭和三四年四月一日から施行する。

九十二条の規定を適用するときは、同条中「百万円」とあるのは「二百万円」と、「二百万円」とあるのは「四百万円」と、「二十万円」とあるのは「四十万円」と、「十五万円」とあるのは「三十万円」と、「六十万円」とあるのは「百二十万円」と、「十万円」とあるのは「二十万円」と、「二十五万円」とあるのは「五十万円」と、「十二万円」とあるのは「二十四万円」とする。

附 則（昭和五八年三月二十五日法律第四号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙（その期日の公示又は告示の日が公示日前である国会議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）並びにこの法律の施行後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用する。

3 この法律の施行後公示日の前日までにその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙並びに公示日前にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙（公示日以後にその期日を告示されるものに限る。）について公職選挙法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八十一号）附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和五十七年改正前の基準法第三条、第六条第一項及び第二項、第十条、第十三条第一項及び第二項並びに第十七条の規定によるものとし、昭和五十七年改正前の基準法第十条の規定は、適用しない。この場合において、新基準法第六条第一項及び第二項の表及び第十二条の表中「参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会」とあるのは「参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会」と、新基準法第十七条第二項中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、「参議院比例代表選出議員」とあるのは「参議院全国選出議員」とする。

4 この法律による改正前の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙（昭和五十八年六月三日前にその施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の適用区分等）

第九条 前条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙（昭和五十八年六月三日前にその施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙（昭和五八年三月二十五日法律第四号）抄

2 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 2 この法律による改正後の国会議員の選挙から、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については施行日以後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票から適用する。

2 3 昭和五八年六月三日前にその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙（施行日前にその期日を告示されたものを除く。）について公職選挙法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八十一号）附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「昭和五十七年改正前の基準法」という。）の規定を適用する場合における昭和五十七年改正前の基準法第三条、第六条第一項及び第二項、第十条、第十三条第一項及び第二項並びに第十七条の規定によるものとし、昭和五十七年改正前の基準法第十条の規定は、適用しない。この場合において、新基準法第六条第一項及び第二項の表及び第十二条の表中「参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会」とあるのは「参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会」と、新基準法第十七条第二項中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、「参議院比例代表選出議員」とあるのは「参議院全国選出議員」とする。

2 4 この法律は、公布の日から施行する。

2 5 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 6 附 則（平成元年六月二八日法律第五号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の適用区分）

第八条 前条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙から、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については施行日以後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票から適用する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙（昭和五八年三月二十五日法律第四号）抄

2 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 3 附 則（平成四年四月一日法律第二四号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙（昭和五八年三月二十五日法律第四号）抄

2 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 3 附 則（平成四年四月一六日法律第九八号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の適用区分）

第八条 前条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙から、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については施行日以後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票から適用する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙（昭和五八年三月二十五日法律第四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則

（平成六年一月二十五日法律第一〇四号）

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

（平成七年三月一〇日法律第二四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則

（平成七年三月一〇日法律第二四号）

この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙（平成六年十一月二十五日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日（以下この項において「公示日」という。）の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙を除く。）、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

第三 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙（平成六年十一月二十五日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日（以下この項において「公示日」という。）の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙を除く。）、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

第一条 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙（平成六年十一月二十五日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日（以下この項において「公示日」という。）の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙を除く。）、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

附則

（平成七年一二月二〇日法律第一三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定及びこの法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七百七十九号）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙（衆議院議員の選挙については、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日の前日までにその期日を公示された総選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに施行日以後その期日を告示される当該再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成十年六月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定及びこの法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七百七十九号）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙（衆議院議員の選挙については、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日の前日までにその期日を公示された総選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに施行日以後その期日を告示される当該再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

附則

（平成一〇年三月三一日法律第一二号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成十年六月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「第一の規定等の施行日」という。）以後前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「第二の規定等の施行日」という。）の前日までの間にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

第三 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、第二条の規定等の施行日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、第二条の規定等の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

第四 第二条の規定等の施行日以後第二条の規定等の施行日の前日までの間にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票であって、当該選挙、審査又は投票の期日が第二条の規定等の施行日以後となるものについては、前項の規定にかかわらず、新法第四条第一項又は第三項に規定する投票所経費の基本額及び同条第二項又は第四項に規定する加算額、新法第五条第一項、第三項、第七項又は第九項に規定する開票所経費の基本額及び同条第二項、第四項、第八項又は第十項に規定する加算額、新法第十三条第一項に規定する事務費の基本額及び同条第二項に規定する加算額並びに新法第十四条第一項第二号又は第四号に掲げる費用弁償の額については、これらの規定による額に自治大臣が定める額をそれぞれ加算するものとする。

附則

（平成一〇年五月六日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（第四十二条（選挙人名簿の登録と投票）を「第四十二条（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票）」に、「第四十九条（不在者投票）／第四十九条（不在者投票）／第四十九条（不在者投票）／第四十九条（指定都市に対する本法の適用関係）／第二百六十九条の二（選挙に関する期日の国外における取扱い）／に、「第二百七十二条の二（不在者投票の時間）」を「第二百七十二条の二（不在者投票等の時間）」に、「第二百七十二条の四（再立候補の場合の特例）／第二百七十二条の四（再立候補の場合の特例）／第二百七十二条の五（在外投票を行わせることができない場合の取扱い）／に改める部分に限る。）、第四章の次に一章を加える改正規定（第三十条の六第二項に係る部分に限る。）、第四十二条及び第四十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第五十五条、第五十六条、第一百九十四条第一項、第二百九十五条及び第二百四十七条の改正規定、第十六章中第二百五十五条の次に二条を加える改正規定（第二百五十五条の二第二項から第四項までに係る部分及び第二百五十五条の三（第二百一十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十二条、第二百三十七条、第二百三十七条の二及び第二百三十八条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第二百六十三条第四号の次に二号を加える改正規定（第四号の三に係る部分に限る。）、第二百六十三条第四号の次に二号を加える改正規定（第二百七十条に一項を加える改正規定（第二百七十条の二第一項の規定による投票に係る部分に限る。）、第二百七十条に一項を加える改正規定（第二百七十条の二第一項の規定による投票に係る部分に限る。）、第二百七十条の二の改正規定、第二百七十二条の四に一条を加える改正規定並びに附則に三項を加える改正規定（附則第八項（第三十条の三第二項に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）並びに附則第七条中漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七条）第九十四条の改正規定（並びに第二百五十二条の三）を「第二百五十二条の三、第二百五十五条の二及び第二百五十五条の三」に改める部分及び「第二百七十二条の二（不在者投票等の時間）」に改める部分に限る。）は、公布の

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（新法第十一条第三項、第四章の二、第十六章（第二百四十七条及び第二百五十五条の二第二項から第四項までの規

定並びに第二百五十五条の三の規定中第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第一百二十九条、第二百三十二条、第一百三十七条、第二百三十七条の二及び第二百三十八条に係る部分を除く。) 第二百六十三条第四号の二、第一百六十九条の二、第一百七十七条第一項及び同条第二項(第四十九条の二第一項の規定による投票に係る部分を除く。)並びに新法附則第三項及び第六項から第八項までの規定を除く。)及びこの法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示された選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第一百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日 (国等の事務)

(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。

則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際

現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)に施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについて

は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があつたものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁があつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の委任)

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年八月一三日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四十九条に一項を加える改正規定、第二百五十五条に一項を加える改正規定並びに第二百六十三条第四号、第二百六十九条の二、第二百七十条第二項及び第二百七十条の二の改正規定並びに次条第二項、附則第四条中漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項の表以外部分の改正規定、附則第六条及び附則第七条中農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十二条の表以外の部分の改正規定(第四十六条の二の下に「第四十九条第三項」を、「第二百五十二条の二」の下に「第二百五十五条第三項」を、)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一一年一一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次に定める日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一三年六月一三日法律第四五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「新法」という。)第四条第一項から第六項まで、第五条第一項から第十二項まで、第六条第一項及び第

二項、第七条第一項、第八条第一項から第三項まで及び第五項、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十四条第一項、第十五条第一項並びに第十七条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

施行日から施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日前までの間にその期日を告示される参議院議員の選挙（以下「通常選挙前の参議院議員の選挙」という。）については、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百十八号）附則第二条第一項の規定にかかわらず、新法第八条第四項及び第六項の規定を適用する。

（通常選挙前の参議院議員の選挙に係る特例）

第三条 通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第五条第七項の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

二項、第七条第一項、第八条第一項から第三項まで及び第五項、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十四条第一項、第十五条第一項並びに第十七条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

前日までの間にその其日を告示される参議院議員の選挙（以下「通常選挙前の参議院議員の選挙」という。）については、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百八十八号）附則第二条第一項の規定にかかわらず、新法第八条第四項及び第六項の規定を適用する。

第三条 通常選挙前の参議院議員の選挙については新法第五条第七項の基本額は次の表に掲げるとおりとする。

2 通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第五条第八項の表の額は、次の表に掲げると
3 ある。

について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日（以下この項において「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法（以下この項及び次項において「新公職選挙法」という。）の規定による改正後の公職選挙法（以下この項及び次項において「新公職選挙法」という。）の規定（新公職選挙法第二十条第一項及び第二百六十九条の規定を除く。）、附則第四条の規定による改正後の公職選挙法（以下この項及び次項において「新公職選挙法」という。）の規定（新公職選挙法第二十条第一項及び第二百六十九条の規定を除く。）、附則第四条の規定による改正後の公職選挙法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条の規定並びに附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第一百四十七号）第三条第一項及び第八条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の総選挙の期日の公示の日又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下この項及び第五項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

第九条 期日前投票所の開閉時間については、この法律の施行後における期日前投票の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて、期日前投票所を開く時刻の繰上げその他の必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成二十八年四月一三日法律第二五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二八年五月二七日法律第四九号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第四条、第六条及び第七条の規定は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十八号）の公布の日から起算して一月を経過した日（附則第三条及び第四条において「一部施行日」という。）から施行する。

附 則 （平成二八年一二月一日法律第九四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条の規定並びに附則第六条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十一年法律第七十九号）第十三条の三の改正規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十七条の二の改正規定並びに附則第九条、第十条及び第十三条の規定定）公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年五月一五日法律第一号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

（適用区分） 第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下この項及び次項において「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三条の三の規定を除く。）及び次条の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日（以下この項において「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条（漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

附 則 （令和四年四月六日法律第一六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分） 第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下この項及び次項において「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日（同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下この項において「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあっては、同法第三十条の五第四項の規定による申請の日。以下この項において「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請については、なお従前の例による。

附 則 （令和四年一一月一八日法律第八六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

第二条

2 次条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第二十条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。